

新4号住民訴訟に一部勝訴した者が提起した弁護士報酬請求訴訟において「相当と認められる額」が2,100万円と認められた事例

【文献種別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 平成27年9月3日
【事件番号】 平成26年（行ウ）第51号
【事件名】 熊取町談合住民訴訟弁護士報酬請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 地方自治法242条の2
【掲載誌】 判例自治415号13頁

LEX/DB 文献番号 25447526

事実の概要

大阪府熊取町（Y）の住民Xらは、Yが発注した公共事業に関し談合が行われた結果、Yが損害を被ったとして、熊取町長に対し、建設業者らに対する損害賠償請求の義務付けを求める住民訴訟（地方自治法（以下、「自治法」という。）242条の2第1項4号）を提起した（以下、「本件住民訴訟」という。）。なお、Xらが、本件住民訴訟を受任した弁護士らとの間で締結した委任契約において、弁護士報酬金は、本件住民訴訟により確定した判決認容額の元本額を経済的利益の額として、日本弁護士連合会が従前定めていた報酬等基準規程（以下、「旧報酬規程」という。）により算出された着手金額および報酬金額の合計額に消費税を加算したものとされていた。本件住民訴訟の第一審および控訴審は請求を一部認容する判決を言い渡し、上告審は上告を棄却し、上告受理の申立てについても認めなかった。なお、本件住民訴訟で認容された額（控訴審判決による認容額）は、損害賠償金元金合計3億7,474万9,725円および遅延損害金の請求の義務付けであった。

その後、Yは談合に参加した企業等に対し、控訴審判決により請求を命じられた金員の支払を請求し、一部の業者から支払を受けたほか、支払に応じなかった20者を被告とする訴訟を提起した。これらの訴訟は、被告の支払による訴えの取下げ、一括弁済による和解、分割弁済による和解、損害賠償金元金および遅延損害金の支払を命ずる判決の確定により順次終了した。Yによる本件住民訴訟

の総回収額は、平成27年4月30日時点において、損害賠償金元金1億4,661万2,397円および遅延損害金5,006万4,228円の合計1億9,667万6,625円であった。

Xらは、平成25年12月16日、Yに対し、本件住民訴訟に係る弁護士報酬相当額として、3,523万2,732円の支払を求めたが、Yが拒否したため、上記の金額の支払を求めて本件訴訟を提起した。

判決の要旨

1 「地方自治法242条の2の定める住民訴訟は、住民が、自己の個人的な権利利益の保護救済を求めて提起するものではなく、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として、自己を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として提起するものであり、これに勝訴すると、結果として普通地方公共団体の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が防止され又は是正されることになる。特に、同条1項4号の規定による住民訴訟は、住民が普通地方公共団体の執行機関等に対して損害賠償請求等の義務付けを求めて提起するものであり、この訴訟において住民が勝訴したときは、執行機関等は損害賠償請求権等の行使を義務付けられ、これにより普通地方公共団体が現実に経済的利益を受けることになるのであるから、住民がそのために費やした費用を全て負担しなければならないとすることは、衡平の理念に照らし相当とはいえない。そこで、同条12項は、上記住民訴訟を提起した住民が勝訴（一部勝訴を

含む。)した場合に、当該住民訴訟の提起及び追行を委任した弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額(弁護士報酬相当額)の支払を普通地方公共団体に対して請求することができることとしたものである。」

2 「以上のような同項の立法趣旨に照らすと、同項にいう『相当と認められる額』とは、上記住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい、その具体的な額は、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容された額、判決の結果普通地方公共団体が回収した額、住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当である。(以上につき、平成21年判決参照)」

3 「住民訴訟は、住民が、自己の個人的な権利利益の保護救済を求めて提起するものではなく、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として、自己を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として提起するものであり、地方自治法242条の2第12項も、住民が地方公共団体に請求できる金額について、訴訟を委任した弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額としていることからすれば、弁護士報酬相当額は、このような住民訴訟の性格や上記条文の規定内容をも踏まえたものであって、地方財務行政の適正化という住民訴訟の目的に反するような高額な金額をもって、弁護士報酬相当額ということはできない。」

4 「これを本件についてみるに、既述のとおり、本件住民訴訟は相当程度複雑困難な事案であり、本件受任弁護士らは、本件住民訴訟を提起、追行するについて、相当な労力及び時間を要したものと認められる。」

5 「この点、弁護士報酬相当額を判断するに当たっては、上記のとおり、本件住民訴訟で認容された額自体も重要な要素となるとともに、住民が、自己の個人的な権利利益の保護救済を求めて提起するものではなく、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として、自己を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として提起するものであるという住民訴訟の性格にも鑑みれば、本件控訴審判決を踏まえて被告が現実に

回収した金額もまた重要な要素となるものというべきである。もっとも、和解が成立した業者からは将来一定額の回収も見込まれること(……)に照らせば、上記のとおり、本件住民訴訟で認容された額自体も勘案すべきであって、上記現時点(本件口頭弁論終結時点に近接するものとして認定できる平成27年4月30日時点)での回収額のみを基準に弁護士報酬相当額を認定することは相当ではない。」

6 「以上に加え、……本件委任契約における弁護士報酬等の約定内容や、……被告が現実に回収した金額と本件住民訴訟で認容された損害賠償金元金の金額をそれぞれ経済的利益の額として旧報酬規程に基づいて算出した金額等をあわせ勘案すると、本件における弁護士報酬相当額は、2,100万円(2,000万円とこれに対する5%の消費税額100万円の合計額)と認めるのが相当である。」

判例の解説

一 争点および意義

本判決の争点は、住民訴訟の弁護士報酬額である。すなわち、自治法242条の2第12項は、住民訴訟を提起した者が「勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。」と定めていることから、「相当と認められる額」の解釈ないし具体的算定基準が争われた。

「相当と認められる額」という文言は、4号住民訴訟が代位請求訴訟であった平成14年改正前の旧自治法242条の2第7項と同様であり、最判平21・4・23(判時2046号54頁。以下、「平成21年最判」という。)において、同条の解釈ないし具体的算定基準は既に示されていたところである¹⁾。本判決の意義は、法改正を経た後も「相当と認められる額」の解釈につき平成21年最判が引き続き妥当することを示した点および同判例が提示する算定方法に沿って具体的な金額を算定した点にある。

二 弁護士報酬に係るこれまでの経緯

住民訴訟制度は昭和23年の自治法改正により導入されたが、弁護士報酬については定めがなく、

昭和38年の同法改正により現在の242条の2第12項とはほぼ同様の弁護士報酬請求制度である旧242条の2第7項の規定が設けられた。そして、旧4号住民訴訟が代位請求訴訟であった時代に、同項の「相当と認められる額」について様々な学説が主張された。すなわち、「相当と認められる額」の前提となる経済的利益をどのように捉えるかについて、学説は、①経済的利益は算定不能であるとする説(算定不能説)、②認容額説(この説は、さらに、認容額を基準とする説と回収額を基準とする説に分けられる。)、および③総合的に各種要素を考慮勘案すべきとする説(総合考慮説ないし中間説)に分かれていた²⁾。また下級審裁判例も分かれていたが、算定不能説をとるものも少なくなかった。このような学説および裁判例の状況は、その後、平成14年の自治法改正により4号住民訴訟が代位訴訟から現行の二段階訴訟へと改正されたこと、および平成16年に弁護士報酬が自由化されたことで上記議論において用いられていた旧報酬規程等が廃止されたことにより、さらに見通しが悪くなっていた。このような状況のもと、平成21年最判は、旧4号住民訴訟に係る弁護士報酬支払請求訴訟において、原審がとっていた算定不能説を退け、本判決の要旨2で示した諸要素を初めて示したうえ、なかでも『「相当と認められる額」を定めるに当たっては、これら認容額及び回収額は重要な考慮要素となる。』との判示を行った。

三 平成21年最判と平成14年自治法改正の関係

本判決は、平成21年最判後の事件であり、かつ、先行する住民訴訟が平成14年自治法改正後のものである³⁾。この点から、以下の指摘が可能である。

まず、平成21年最判は、判決中で平成14年自治法改正に言及していないことから、同判決の調査官解説によれば、平成14年改正法の下での弁護士報酬のあり方については、「本判決と平成14年改正の趣旨を踏まえ、予断を持たずに賢明な判断をすることが求められている」と指摘されていた⁴⁾。しかし、本判決は、両者の異同に関し特段の議論もなく、「相当と認められる額」の解釈につき平成21年最判をほぼ引用し(判決の要旨1)、同じ考慮要素を提示している(判決の要旨

2)。ただ、平成21年最判は、認容額および回収額を重要な考慮要素としていたところ、認容額説が住民による代位請求訴訟と地方公共団体自ら損害賠償請求訴訟を提起する場合との均衡を根拠の一つに挙げていたことからすれば、平成14年改正法の下で算定不能説が復活する可能性も否定できないところであった。また、自治法14年改正では4号住民訴訟だけでなく、すべての訴訟類型に弁護士費用請求権が認められることになったことから、現行法の下での4号住民訴訟の認容額・回収額はもはや平成21年最判がどのような重要な考慮要素ではありえないとの主張もなされていた⁵⁾。したがって、結論として、算定不能説をとらず、平成21年最判が示した考慮要素を引き続き採用したことは、住民訴訟の活性化を重視する観点から評価されるべきであるといえよう。

次に、学説において平成21年最判の理解は分かれており、平成21年最判の考慮要素が引き継がれたことにより、その不透明さや課題もまた引き継がれたといえる。すなわち、平成21年最判については、総合考慮説を採用したものとみるもの⁶⁾、『「総合考慮説」をベースとしつつ、認容額・回収額を重視するという点で、『認容額説』の要素をも取り入れた考え方を示した』とみるもの⁷⁾、「各要素をフラットに考慮する総合勘案説と認容額説との中間にあたる考え方を採用したと解する⁸⁾」もの、認容額説に近いとするもの⁹⁾、認容額説を採ったとみるもの¹⁰⁾、およびどれも当たらないとするもの¹¹⁾と様々に受け止められていた。また、平成21年最判では、認容額と回収額が乖離した場合に、どちらがより重視されるべきかはっきりしない。調査官解説もこの点については「まず第1に重視すべきものは認容額である。しかし、現実には回収できないのであれば、普通地方公共団体が経済的利益を受けたとはいえない……。したがって、認容額に加えて、現実の回収額及び回収見込額も必ず考慮にいれなければならないというべきであり、両者ともに重要である」と述べるにとどまっていた¹²⁾。

四 本件へのあてはめ

本判決は、判決の要旨2で示された平成21年最判の考慮要素を判決の要旨4～6において順次検討している。また、将来の和解金にも言及し、現時点での回収額のみを基準としていない点は評

価できる。しかし、認容額を重視する叙述を行いつつも、結果として「相当と認められる額」が2,100万円であることからすると、回収額を認容額よりもより重視しているといえる点、および、回収額が重視される理由として判決の要旨3および5が住民訴訟の性格を挙げている点には疑問がある。たしかに、認容額が膨大な金額に上り、回収額と極端な乖離が生じる場合については、認容額を基準にすると弁護士費用も巨額になりすぎ、妥当ではない。しかし、そのような例外的なケースを除くならば、住民訴訟の性格を理由に回収額を最も重視して弁護士報酬を算定することは、費用負担に係る衡平の理念を損なうのではないか。

五 平成29年自治法改正との関係

本判決後、自治法は平成29年にも改正された。この平成29年改正をめぐる議論において、学説では、弁護士報酬について、最初の住民訴訟において決めることとすべきとの改正案の提案がなされていた¹³⁾。しかしながら、平成29年改正では、弁護士報酬の問題については改正の対象とはならなかった。

他方で、同改正においては、新設された第243条の2により、賠償責任額の限定制度が導入された。少なくとも、賠償責任額が限定されるケースにおいては、本判決のように回収額を認容額より重視する立場は適切とはいえないと思われる。

六 立法的解決の必要性

本判決が示すように弁護士報酬の算定は依然として複雑で不透明である。また、地方公共団体が受けた経済的利益が巨額になる場合には、住民訴訟の公益性を理由に大幅に減額された裁判例もある¹⁴⁾。それゆえ、弁護士報酬を請求された地方公共団体としては、最高裁平成21年判決や本判決で示された考慮要素について重みづけを含めて適切に考慮したうえで金額を算定しなくてはならず、仮に請求額をそのまま支払った場合、今度は弁護士報酬費用が違法な財務会計行為に当たるとして新たに住民訴訟を提起され、執行機関はその責任を追及されかねない。したがって、本件のように裁判所による判断を仰ぐことも必要となろう。ただ、弁護士報酬請求訴訟は、住民訴訟の原告側にとって大きな負担である点、住民訴訟には適法性統制機能および違法状態排除機能など法治

主義との関係でも重要な役割があるのに対して、弁護士報酬請求訴訟は報酬額を決すること以外には何ら意味を有していない点、および機能的にみれば、住民訴訟の活性化を阻害しかねない側面を有している点に注意が必要である。地方公共団体としては、住民訴訟を抑制するために、または原告に対するいやがらせ等の不当な目的をもって、報酬額をめぐる争いを意図的に裁判に持ち込むこと等は厳に慎むべきである。今後の運用次第ではあるが、住民訴訟のさらなる活性化のためには、さじ加減が被告に委ねられている回収額を重視するのではなく、原則として認容額を基に最初の住民訴訟の中で報酬額を決することが合理的であり、平成29年自治法改正では議論されなかった立法的提案¹⁵⁾が真剣に検討されるべきであると考える。

●—注

- 1) 同判決の評釈として、北村和生「判批」速報判例解説(法七増刊)6号(2010年)29頁等がある。
- 2) 裁判例の分析を含め、詳細に研究したものとして、阿部泰隆『住民訴訟の理論と実務』(信山社、2015年)179頁以下参照。
- 3) 先行する裁判例として、水戸地判平21・7・29判自338号24頁等がある。
- 4) 倉地康弘「判解」最判解民事編平成21年(2012年)248頁。
- 5) 山岸敬子「判批」地方自治百選〔第4版〕(2013年)192頁。
- 6) 越智敏裕「判批」平成21年重判解(ジュリ1398号、2010年)67頁。
- 7) 大橋真由美「判批」法七662号(2010年)127頁。
- 8) 北村・前掲注1)32頁。
- 9) 阿部・前掲書注2)27頁。
- 10) 武田真一郎「判批」判時2066号(2010年)167頁。
- 11) 倉地・前掲注4)251頁。
- 12) 倉地・前掲注4)251頁。
- 13) 阿部「住民訴訟改革のあり方——地方制度調査会答申、懇談会、法案の問題点」自治総研462号(2017年)88頁。このほかにも、「過失・損害が認定されなくても弁護士報酬を相当額払えとの判決を下す制度を導入すべきである」(阿部・同論文89頁)、および「権利放棄議決があったために原告敗訴の場合、実質は原告勝訴であるから、弁護士報酬を払うと決めるべきである」(阿部・同論文89頁)等の提案が示されていた。
- 14) 例えば、東京地判平25・7・16判自389号10頁等参照。
- 15) 阿部・前掲注13)88頁。